

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は一般社団法人和歌山県測量設計業協会という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人の主たる事務所を和歌山市におく。

(目 的)

第 3 条 この法人は、和歌山県内における測量設計業者が組織し、測量設計業に係る調査研究、研修会の開催、普及、啓発等に関する事業を行い、測量設計業界の健全な発展、地位向上を図るとともに、社会資本の建設等の推進に貢献し、もって和歌山県の産業の発展、及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 測量、調査、設計等の技術及び経営の改善に関する調査研究及び指導奨励
- (2) 測量、調査、設計等の技術、経営に関する研修会及び講習会の開催
- (3) 測量、調査、設計等に関する法制及び施策の調査研究
- (4) 測量、調査、設計等に関する諸制度、経営等の情報及び資料の収集及び提供
- (5) 測量、調査、設計に関する普及及び啓発
- (6) 測量業に関する登録申請等に係る助言、指導、相談等及び支援
- (7) 関係機関及び関係団体への要望、連絡並びに関係機関及び関係団体との意見交換、提携等
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 和歌山県内に本店を有する法人及び個人で、測量法（昭和

46年6月3日法律第189号)の測量業者登録を受けた者(以下「登録業者」という。)とする。

(2) 準会員 和歌山県内に支店又は事業所を有する法人及び個人の登録業者とする。

(3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、協力する法人及び個人とする。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入 会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、所定の書類を会長に提出し、理事会の議決を経て入会の承認を得なければならない。

2 入会を承認された者は、別に定める入会金を納めなければならない。

3 既納の入会金は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

(会 費)

第7条 会員は、総会の議決を経て別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の場合において、この法人はその総会の会日の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 事業を廃止したとき。

- (2) 死亡し若しくは失踪宣告を受け、または解散した時。
 - (3) 測量法の登録業者の資格を消除された会員。
 - (4) 退会を申し出て、理事会において承認された会員。
 - (5) 会費を毎事業年度終了後、6ヶ月を超えて滞納した会員。
- 2 前項第1項から第3項に関しては、事業の再開、相続等特別な事情がある場合には理事会において定めるところにより、会員の資格喪失から除くことができる。

第 3 章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 入会金、会費及び賛助会費の額
- (4) 常勤の理事及び正会員以外の監事の報酬額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併及び事業の全部または一部の譲渡
- (9) その他総会で議決するものとして法令または定款で定められた事項

(種類及び開催)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

- 2 定時総会は、毎年5月に1回開催する。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の議決がされたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により、召集の請求があったとき。

(召 集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が召集する。

(議 長)

第 15 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(議 決 権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併及び事業の全部または一部の譲渡
- (6) その他法令または定款で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(総会の議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に署名する。

(総会の運営規程)

第 19 条 総会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規程による。

第 4 章 役 員 等

(役員を設置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事は 11 名以上 18 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を会長、3 名を副会長、1 名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、正会員以外の者をこの法人の理事又は監事とする必要がある場合には、理事 2 名以内又は監事 1 名を総会の決議によって選任することができる。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 人とその配偶者又は 3 親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総額の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告

をする。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員及び正会員以外の監事に対しては、総会において別に定める報酬の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(相談役・顧問)

第27条 この法人に理事会の議決により任意の機関として相談役、顧問をおくことができる。

- 2 相談役及び顧問は、会長が理事会に諮って委嘱する。なお、これらの任期は委嘱した会長の任期と同じか、それ以内とする。
- 3 相談役及び顧問は、会長の諮問に応え、意見を述べるることができる。
- 4 相談役、顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 理事会

(理事会)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 29 条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職
- (5) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(召 集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。但し、理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面を提出され、理事会の開催を求められたときは、会長は理事会を招集しなければならない。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第 31 条 理事会の議長は会長がこれにあたる。

- 2 会長がかけたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに当たる。

(決 議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席して、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会の運営規程)

第 34 条 理事の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第 6 章 会 計

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属証明書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 損益計算書（正味財産増減計算書）の附属証明書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号及び第 3 号の書類についてはその内容を報告し、第 4 号及び第 5 号の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会議決によって変更することができる。

(解 散)

第 39 条 この法人は、総会の決議その他法令の定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 公 告

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は電子公告により行う。

- 2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に記載する方法による。

第 9 章 委 員 会

(委員会)

第 42 条 この法人の事業を推進するために理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 支 部

(支 部)

第 43 条 この法人は、事業の推進するため理事会の議決により、支部を設置することができる。

- 2 支部の任務、構成及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 事 務 局

(設 置 等)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員をおく。
- 3 事務局長は、専務理事を兼ねることができる。
- 4 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。その他の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 細 則

(細 則)

第 45 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項に読み替えて準用する。同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は石井惣吉、副会長は鈴木啓司、天川進也、濱崎吉晴、専務理事は藤本健司とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項に読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。